

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1-①	6	大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課というところから、「ミマモルメ」を利用して情報発信してほしい旨、共有メールに依頼がありましたが、こういうものは、今後も続くのでしょうか。 学校側としては、「ミマモルメ」はあくまで緊急・重要な連絡の手段として限定的に活用すべきだと思います。宣伝等のメールが日常的に送られると、緊急・重要なメールを送っても、「どうせ、また何かの宣伝やろ」と、見逃される可能性が高くなると思います。	このような依頼は、委員会が許可しているのでしょうか。 チラシやポスターの依頼についても、ずっと思ってきたことですが、大阪市〇〇局の依頼は、全て対応しないといけないのでしょうか。 子どもたちにとって真に必要な教育活動に徹するためにも、小学校を「宣伝の発信元」として活用することは、やめていただきたいです。	初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当 教育政策課	ご指摘の件につきましては、福祉局と教育委員会事務局との間で、事務手続きの確認が不十分であったことから、本来SKIP掲示板に掲載し各学校園へ周知すべきところ、異なる対応となりご迷惑をおかけすることになり、申し訳ございませんでした。 大阪市内部からのチラシやポスターの配付依頼につきまして、「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」に基づき、配付の有無については、学校園の実情に応じて、各校園長の判断によって行われるものとなっており、欠席連絡等アプリを活用するかについても、各校園長の判断によって行われるものとなっております。 現在、学校園に届く周知文書等の取扱いにつきましては、幼児児童生徒や保護者にとって有益であり、学校園での配付を求める場合は、教育委員会事務局の各担当課から学校あての文書連絡により配付依頼を行います。それ以外のものにつきましては、校園長が配付の判断を行うものとしており、担当課から学校園へ周知する場合は、SKIP掲示板に掲載する取扱いとしておりますが、校園長で配付の可否を判断することも負担であると認識しており、右記のような新たな取扱いを検討しております。	令和7年度より、外部団体・本市機関等が作成しているイベント等のチラシ・情報誌などについて、学校園を通じた幼児児童生徒・保護者への紙による配付は行わず、データで市ホームページに掲載し、各学校園のホームページにリンクを貼ることで、保護者が必要な情報を直接入手するといった取扱いに順次変更していくことを予定しております。ただし、本市施策によるもの等、教育委員会事務局において配付が必須と判断するものは、これまでどおり文書発送機能にて事務連絡を発出し、学校園を通じて配付する取扱いを検討中です。 この取扱いに伴い、チラシ等配付にかかる問合せ・受付・配付の可否の判断等は教育委員会事務局が一括して行うこととし、当該業務のために、問合せ・受付対応やホームページ掲載作業等の補助業務を行う会計年度任用職員を採用し、教育委員会事務局（指導部）内に配置する予定です。 これによって、今回ご指摘のあったような、大阪市内部からのチラシ等配付依頼も、教育委員会事務局の窓口で受付し、配付の可否を判断し、配付可とした場合は、データをホームページに掲載するといった取扱いになり、教職員の負担軽減が図れると考えております。 ただし、令和7年度については移行期間とし、すでに印刷準備や予算を確保している等の事情がある場合で、校園長が認める場合は、学校園を通じた配付や配架による対応を可能とすることを検討中です。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1-②	6 7 9	「相談申告機能」について、児童からの投稿を「学校管理エリア」にログインしてチェックすることが求められていますが、夏季休業中等に、児童が指定した教員が旅行などしていたら、だれも内容を閲覧できませんが、大丈夫でしょうか。 本校は、今年度は端末の持ち帰りをさせていないので大丈夫ですが、今後、長期休業中に端末を持ち帰らせるとなった場合、相談申告機能の対象となっている教員は、たとえ休暇を申請していても、開庁日であれば、相談申告機能に対応しなければいけないのでしょうか。 旅行に行くなら、自分の端末を旅行先にとっていかなければいけないのでしょうか。 本校では、実際に、「死にたいです」という相談申告が入ったこともあります。対応が遅れたら大変なことになる、という懸念が強すぎて、長期休業中の端末の持ち帰りを躊躇している状態です。	もし、「たとえ休暇を取っていても、開庁日であれば相談申告機能に対応できるよう、端末を家に持ち帰り、旅行先にでも持っていきなさい。教員とは、そういうものだ。」というのであれば、それを明確にルールとして定めてください。学校の判断、管理職の判断、ではなく、大阪市教育委員会として決断してください。そこまですていただければ、こちらも腹を括って、旅行先に端末を持っていきます。 そこまでする必要はない、というのであれば、指定された教員が対応しなくてすむ方策をとってください。私が思いついた案を提示します。（１～３の、いずれか一つ、で大丈夫だと思います。） １、児童が指定した教員に関わらず、管理職は相談内容を閲覧できるシステムにする。 ２、学級ごとに、相談対象の教員を指定できるようにして（各担任のみにする等）、さらに、特定の期間は受け付けないように“事前に”設定できるシステムにする。 ３、休暇を取っている教員は対応してなくてよい、というスタンスを、管理職の裁量ではなく、全市統一で取れるよう、ルールを定める。（「次来たときに確認してください」という連絡も、管理職からしてはいけないと思います。旅行中にそんな連絡を受けたら、気になって仕方ないと思うので。）また、「相談申告機能を使ったことは管理職が把握できるので、対象の教員が休みの場合は、管理職等が電話連絡等で内容を聞き取ることがある」旨、保護者に発信し、全市統一で対応を揃える。 …他にも、もっといい案があるかもしれません。 他の先生方の負担が増えることを懸念し、せつかくの端末を持ち帰らせられませんかので、ご検討、よろしくお願いいたします。	初等・中学校教育担当 教育政策課	相談申告機能の運用等につきましては、令和４年３月28日付け事務連絡「『相談申告機能』の拡充について（通知）」において周知しており、各校におかれましては、これまでも児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに取り組んでいただいているところです。 提案いただきました内容につきましては、次のとおりと考えております。 １、児童生徒がより相談しやすい環境とするため、相談相手として指定された教員以外は相談内容を確認できない仕様しております。ただし、学校全体の相談申告の対応状況を確認できる者として、相談管理者を指定することができ、相談管理者は、開庁日には１日１回以上、相談申告の有無を確認し、教職員への声かけを行うなど、相談申告の通知に気付くことができる体制にしております。 ２、どの教職員を表示するかにつきましては、学校ごとに指定することができ、長期休暇中の教職員など、相談対応ができない場合、または児童生徒からの相談を受けることが想定されていない場合等は、表示しないことも可能です。 ３、休暇をとっている教職員につきましては、休暇中に相談申告に対応する必要はないと考えており、現在の相談申告機能では、児童生徒が相談内容を送信した後の画面に、次の内容が表示され、すぐに対応できない場合もあること、急いでいる場合には他の相談窓口へ電話してほしいことを伝えております。 「先生に相談を送りました。学校に先生がいない休みの日や夜などは、ボタンが押された確認ができません。また、学校が開いている時間帯でも、先生がすぐに確認できない場合もあります。先生から声をかけるまで待ってください。 すぐに、困っていることを話したいときは、「24時間子どもSOSダイヤル0120-0-78310」に電話をしてください。あなたの話を聞いて、これからのことを一緒に考えてくれる人が、電話に出ます。名前を言わなくても話ができます。」 なお、学習者用端末につきましては、学習過程において、必要に応じて家庭に持ち帰り、デジタル教材や協働学習支援ツール、インターネット等を活用して個に応じた学習を行うなど、児童生徒の学習環境の確保の観点からも推進しているところですので、相談申告機能を理由として持ち帰りを躊躇することのないよう、お願いいたします。	現在の相談申告機能では、児童生徒が相談内容を送信した後に、次の内容が表示されますが、夜間や開庁日等における緊急の相談について、円滑に対応できるよう、今後は相談前の画面に表示できるよう、調整を進めてまいります。 「先生に相談を送りました。学校に先生がいない休みの日や夜などは、ボタンが押された確認ができません。また、学校が開いている時間帯でも、先生がすぐに確認できない場合もあります。先生から声をかけるまで待ってください。 すぐに、困っていることを話したいときは、「24時間子どもSOSダイヤル0120-0-78310」に電話をしてください。あなたの話を聞いて、これからのことを一緒に考えてくれる人が、電話に出ます。名前を言わなくても話ができます。」

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1-③	6	学校に届く配付物について、学級ごとの仕分けをしてくださっている企業は増えてきたものの、学級数・人数が現状と異なることが何度かあります。 電話で確認したところ、「イベント実施の後援を頂いたときにチラシの配付許可も頂き、学級数・人数も委員会より提供して頂いた。」「周知文書等の配付に関する要綱の案内は受けていない。」とのことでした。 学級数・人数については、全く違うというより、前年度のものが反映されているかと思います。（1学年ずらすと、ちょうどいい数になるので。） 仕分けをして頂いている以上、さすがに廃棄するのは心苦しいので、こちらで仕分けを修正して配付する手間が発生しています。 企業によって、「イベント実施の後援は受けているが、チラシ配付の許可は学校に問い合わせるよう言われた」という電話がかかってくることもあれば、今回のように「後援を受けた際にチラシ配付の許可も得た」と回答されることもあり、対応がバラバラなのが、現場にとっては大変です。そもそも、そんな電話や事前連絡、委員会からの通達もなしに、いきなり送りつけてくる企業も存在します。 配付許可の電話に対応すること、配付しないと判断してチラシを破棄すること、塵も積もれば…、で、チラシ対応という業務にかなりの時間を割かれてしまっています。	チラシの配付許可に関して、大阪市教育委員会として統一したルールを作るべきではないでしょうか。企業への“窓口”となる方によって、対応が変わっているのであれば、内部で統制して頂きたいです。 そして、委員会として許可を出すなら、配付要綱の存在を伝えること、最新の学級数・人数を伝えること、はして頂きたいです。 委員会の数ある役割の方々において、それぞれの事情で個別に配付許可を出さざるを得ないという状況は推察できますが、その積み重ねが集約される現場にとっては、大きな負担でしかないことを、どうかご理解ください。	初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当 教育政策課	外部団体等から学校園に届くチラシ等の量が多く、幼児児童生徒に配付する時間ももちろん、学級ごとの仕分け作業や外部団体等からの問合せ対応に時間をとられ、教職員の負担が増えていることや、学校園から保護者への重要な連絡が紛れてしまうなど、課題が生じていることは認識しており、今後、右記のような新たな取扱いを検討しております。	令和7年度より、外部団体・本市機関等が作成しているイベント等のチラシ・情報誌などについて、学校園を通じた幼児児童生徒・保護者への紙による配付は行わず、データで市ホームページに掲載し、各学校園のホームページにリンクを貼ることで、保護者が必要な情報を直接入手するといった取扱いに順次変更していくことを予定しております。ただし、本市施策によるもの等、教育委員会事務局において配付が必須と判断するものは、これまでどおり文書発送機能にて事務連絡を発出し、学校園を通じて配付する取扱いを検討中です。 この取扱いに伴い、チラシ等配付にかかる問合せ・受付・配付の可否の判断等は教育委員会事務局が一括して行うこととし、当該業務のために、問合せ・受付対応やホームページ掲載作業等の補助業務を行う会計年度任用職員を採用し、教育委員会事務局（指導部）内に配置する予定です。 これによって、今回ご指摘のあったような、大阪市内部からのチラシ等配付依頼も、教育委員会事務局の窓口で受付し、配付の可否を判断し、配付可とした場合は、データをホームページに掲載するといった取扱いになり、教職員の負担軽減が図れると考えております。 ただし、令和7年度については移行期間とし、すでに印刷準備や予算を確保している等の事情がある場合で、校園長が認める場合は、学校園を通じた配付や配架による対応を可能とすることを検討中です。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1-④	6	「学習者用端末活用率表」を確認したところ、本校の2024年6月4日の活用率が「50. 8%」と表記されていました。 しかしながら、私の方で当日の「心の天気」入力者数を2年生以上の全学級分集計したところ、132人が朝の「心の天気」を入力していました。本校の当日の児童数は“全学年”で240人であり、132人は「55. 0%」に相当します。 「心の天気」は学習者用端末を使って入力する必要があるため、活用率表の方が下回る理由が分かりません。 しかも、6月は1年生が対象から除外されているため、児童数は2～6年生の194人となり、「心の天気」入力率は「68. 0%」まで上昇します。 どのように集計されているか知りませんが、「心の天気」の入力者の割合より15%以上も下回った数値が、本校の「学習者用端末活用率」として評価されています。 この数値は、「運営に関する計画」の目標に掲げられている、非常に重要な数値だと考えます。 私は、ICT教育担当者として、日々、端末の整備等、校内での活用促進に尽力してきたつもりです。 その成果を、このような誤った方法で評価されることに、憤りを感じています。 本校のこれまでのICT活用に関する評価は、この誤った数値を受け入れるしかないのでしょうか。また、今後も、この誤った指標によって評価されるしかないのでしょうか。	本校のICT活用が正当な方法で評価されていないことについて、納得のいく説明をしていたきたいです。 システムのなエラーなのか、人為的なミスなのか。 前者であれば、正確な集計ができない時点で、そのシステムは廃止するべきだと思います。 参考資料程度にはなるかもしれませんが、運営計画等の学校評価に使用する指標としては不適格だと考えます。 後者であれば、他にもミスがある可能性があるので、他の数値にも全く信憑性をもてません。 現場にノルマを課するのであれば、正確な数値で正当な評価をお願いします。	総合教育センター（I C T推進）	ご指摘いただきました学習者用端末活用率表の2024年6月4日データにつきましては、担当事業者に調査を依頼したところ、算出元となるデータの一部に欠損があったと報告がありました。本件、学校園の大きな負担となってしまったと認識しており、担当事業者には、原因の究明及び再発防止策の徹底を強く求めています。 なお、本データの修正につきましては、令和6年11月14日付け事務連絡「学習者用端末活用率表の再送付について」にて案内するとともに、同日付け帳票配信にて、各学校に修正した「学習者用端末活用率表」を送付しております。	令和6年11月28日に、担当事業者より、本件に係る報告書を受領しており、本事案の発生原因及び再発防止策を確認しております。 今後、同様の事案が生じないよう、担当事業者との連携を深めてまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1-⑤	7	11月21日の文書連絡で配付の依頼がありました「おおさか子ども元気アップ新聞」（以下「当該配付物」）につきまして、文書連絡で来ている以上「配付が必須となる」と認識していますが、SKIP掲示板で周知される「校長の裁量で配付を決められるもの」と、文書連絡で周知される「配付が必須となるもの」を区別する基準等はあるのでしょうか。 配付物の中でも、新聞は特に仕分けの作業に時間がかかり、児童に配付する際も、低学年は普通の紙媒体以上に時間がかかります。 また、PDFをホームページに掲載することも可能になったと聞いておりますが、当該配付物もPDFデータが学校に届き、ホームページ掲載をもって配付と扱ってもよいのでしょうか。 あと、これは私の勝手な偏見で申し訳ありませんが、新聞の配付物は、「20部ごとの仕分け」が徹底されていない場合が多いように感じます。当該配付物は、きちんと仕分けされているのでしょうか。	文書連絡で依頼が来る以上、学校は配付を断れないと認識しておりますが、それであれば、なぜ配付しなければいけないのか、他の配付物と何が違うのかを、文書連絡の段階で説明して頂きたいです。 そもそも、紙一枚の配付物と違い、新聞は特に負担が大きいことも認識して頂きたいです。配付しなくてよいとなっても、一方的に送られてきた新聞を破棄するだけでも大きな負担ですので、学校に送付するか事前に確認するシステムも検討して頂きたいです。	保健体育担当 初等・中学校教育担当 教職員給与・厚生担当 教育政策課	現在、学校園に届く周知文書等の取扱いにつきまして、幼児児童生徒や保護者にとって有益であり、学校園での配付を求める場合は、教育委員会事務局の各担当課から学校あての文書連絡により配付依頼を行います。それ以外のものにつきましては、校園長が配付の判断を行うものとしており、担当課から学校園へ周知する場合は、SKIP掲示板に掲載する取扱いとしております。しかしながら、校園長で配付の可否を判断することが負担であるとともに、外部団体等から学校園に届くチラシ等の量が多く、幼児児童生徒に配付する時間ももちろん、学級ごとの仕分け作業や外部団体等からの問合せ対応に時間をとられ、教職員の負担が増えていることや、学校園から保護者への重要な連絡が紛れてしまうなど、課題が生じていることは認識しており、今後、右記のような新たな取扱いを検討しております。 なお、「大阪子ども元気アップ新聞」につきましては、大阪府下のスポーツ活動で成果を出した児童の紹介や大阪府教育庁が主催する体力向上プログラムの紹介だけでなく、大阪市立小学校の学校をあげた体力向上の取組紹介など、本市の体力向上に関わる内容が掲載されていることから、文書連絡により配付をお願いしておりました。また、本新聞の仕分けに関して「20部ごとの仕分け」について、大阪府教育庁へ連絡し、新聞社への対応を依頼しておりましたが、今後、配付する場合は、改めて仕分け作業の徹底を依頼させていただきます。	令和7年度より、外部団体・本市機関等が作成しているイベント等のチラシ・情報誌などについて、学校園を通じた幼児児童生徒・保護者への紙による配付は行わず、データで市ホームページに掲載し、各学校園のホームページにリンクを貼ることで、保護者が必要な情報を直接入手するといった取扱いに順次変更していくことを予定しております。ただし、本市施策によるもの等、教育委員会事務局において配付が必須と判断するものは、これまでどおり文書発送機能にて事務連絡を発出し、学校園を通じて配付する取扱いを検討中です。 この取扱いに伴い、チラシ等配付にかかる問合せ・受付・配付の可否の判断等は教育委員会事務局が一括して行うこととし、当該業務のために、問合せ・受付対応やホームページ掲載作業等の補助業務を行う会計年度任用職員を採用し、教育委員会事務局（指導部）内に配置する予定です。 これによって、今回ご指摘のあったような、大阪市内部からのチラシ等配付依頼も、教育委員会事務局の窓口で受付し、配付の可否を判断し、配付可とした場合は、データをホームページに掲載するといった取扱いになり、教職員の負担軽減が図れると考えております。 ただし、令和7年度については移行期間とし、すでに印刷準備や予算を確保している等の事情がある場合で、校園長が認める場合は、学校園を通じた配付や配架による対応を可能とすることを検討中です。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1ー⑥		11月26日管理職あてに、「まなびのポータル」に設置された「そうだんはこちら」という相談窓口に関するお知らせが配信されました。アクセスすると、カタカナとはいえ、偶然同じタイミングでアクセスしている他校の児童の名前が表示される、という状態です。児童からすると、ある日突然見知らぬアイコンが増え、アクセスすると見知らぬ人の名前が表示されるという“怪奇現象”を経験するわけですが、アイコンを削除する等の規制を、学校側ができない理由が分からないです。 「アクセスしてはいけません」と周知することで、かえって、面白がってアクセスする児童も増えると思います。 そもそも、今回のように、「教員が事前に全く把握していない機能が突然増える」ということが、理解に苦しみます。 （事前に連絡等あったのであれば、申し訳ございません。管理職も把握してなかったと申していますので。事前連絡を学校側が見落とししていたのあれば、管理職の責任ですので、これ以降の文面は気にしないでください。） 子どもたちに「先生、何これ？」と聞かれて、担任が何も答えられなかった場合、子どもと担任の信頼関係は、どうなるでしょうか。また、その担任から聞かれても何も答えられないICT担当は、信頼を得られるでしょうか。もっと言うと、せっかくICTを良きものとしよう、と奮闘する教職員が、ICTに不信感を持つ一因にならないでしょうか。	児童が新しい機能を使えることを、事前に、全教職員に周知するべきだと思います。 ある日突然、担任も把握していないものが児童の机の中に出現する、そんなこと、ICT以外ではありえないと思うのですが。 （繰り返しになりますが、こちらの見落としであれば、大変申し訳ございません。ただ、Outlook、ポータルサイト（ロボットのアイコン）、ワクワクコンビー、SKIP掲示板、SKIP書庫、文書連絡にて「そうだんはこちら」「相談窓口」で検索しても、見つけれませんでした。私の検索の方法が悪いのかもしれませんが…） そして、児童に使わせたくない判断したものを、学校の裁量で停止できないことも理解に苦しみます。 担当の方は「間もなく対応されます」と答えられましたが、12月上旬まで待たされることは、現場にとっては“間もなく”ではありません。早急な対応を求めます。	総合教育センター 教育振興担当（ICT推進グループ）	この度は、関係部署との連携不足により学習者用端末の設定変更にかかる事前案内ができておらず、ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。今後は、関係部署と連携し、教職員への事前案内を適切に行ってまいります。 「そうだんはこちら」へアクセスすると児童生徒の名前が表示される事象につきましては、Microsoft共有文書の仕様上、閲覧時にアクセス状況が表示されることが原因でした。本事象を回避するため、委託業者にMicrosoft共有文書からGoogle共有文書への差替えを指示しましたが、取り急ぎ、本事象回避のため、「そうだんはこちら」へのアクセスを一時的に遮断し、その旨を11月25日に学校（課管理職メール）へ連絡しました。その後、令和6年12月4日に、Microsoft共有文書からGoogle共有文書へと差替えを行い、当該事象は解消しております。 なお、「まなびのポータル」にかかる学校裁量での機能停止（アプリ削除）につきましては、「学習系システムサポートサイト」にてマニュアルを公開しており、各学校にて学校内管理者により機能停止（アプリ削除）いただくことは可能です。しかしながら、この点につきましても、教職員への周知が不十分であると認識しており、今後、周知方法の改善に努めてまいります。	令和6年12月以降、児童生徒の利用に関わる学習者用端末の設定が変更される場合は、関係部署と連携し、設定変更前に、事務連絡またはOutlookメール、ICTニュース等により教職員に周知いたします。 また、今後、同様の文書共有についてはGoogle共有文書を用いるとともに、仕様を十分に確認したうえで運用してまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1ー⑦		児童の予備機、児童のアカウントを用いて検証を行ったところ、教職員の名前（漢字表記）と勤務先が見れる状態になっています。おそらく、大阪市内の全教職員分だと推定されます。（2024年11月26日10時27分時点） 閲覧方法は、 「まなびのポータル」→「そうだんはこちら」→PDFファイルが表示されたら右上の「×」で閉じる→SharePointが表示される→右上の「20646人のメンバー」をクリック という、そこまで複雑なものではなく、偶然たどり着く児童がいてもおかしくない、と思われます。 児童が家庭に持ち帰り、保護者と一緒に閲覧できる端末において、このように私たちの名前や勤務先が表示されるのは、想定内の仕様と考えてよろしいのでしょうか。それとも、想定外の不具合なののでしょうか。	想定内の仕様であれば、自分の名前と勤務先が市内の小学生に閲覧される状況にあることは、大阪市の教職員は受け入れざるをえない、という認識でよろしいのでしょうか。気にする方もいると思いますが…。 想定外の仕様であれば、セキュリティ対策上、大きな不備であると感じます。早急に、原因の究明と再発の防止を求めます。 前者であるならば、全市に公開している意図を明確に説明していただきたいです。 後者であるならば、大阪市のICTに関するセキュリティ意識に大きな危機感を覚えます。このような不備が起こった原因と、今後の対応について、説明していただきたいです。	総合教育センター 教育振興担当（ICT推進グループ）	教職員の名前・勤務先が児童生徒から確認できる事象につきましては、Microsoft共有文書の仕様上、閲覧時にアクセス状況が表示されることが原因でした。Microsoft共有文書の仕様確認が不十分であったため、ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。 本事象を回避するため、委託業者にMicrosoft共有文書からGoogle共有文書への差替えを指示しましたが、取り急ぎ、本事象回避のため、「そうだんはこちら」へのアクセスを一時的に遮断し、その旨を11月25日に学校（課管理職メール）へ連絡しました。その後、令和6年12月4日に、Microsoft共有文書からGoogle共有文書へと差替えを行い、当該事象は解消しております。	今後、同様の文書共有についてはGoogle共有文書を用いるとともに、仕様を十分に確認したうえで運用してまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
2	7	とにかく人手が足りません。1学期に1人退職、2人病欠、現在も状況変わりなしです。さらにもう1人が緊急入院でお休み、適切な指導ができません。	講師がいなければ、市教委からお手伝いに来ていただきたいです。週30時間のうち26時間授業でふんばっていますが、きついです。	教職員人事担当	教育委員会では、これまで、代替教員（講師）の確保のための取り組みとして、教員採用選考テストにおける「大阪市立学校園現職講師特例」の実施、講師採用相談会の休日・夜間の開催、地下鉄駅共用部分への周知ビラの掲示及び地下鉄内の中吊り広告の掲出、大学の就職担当部門をターゲットとした取り組みに加え、行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用やオンライン面談の実施など、さまざまな方策を講じているところでございます。 さらに、今年度より教員が安心して産育休を取得できる職場環境、ひいては、子どもや保護者が安心できる学習環境を実現するために、全国初の制度として「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭）」を創設し、年度途中の欠員未補充の状況を解消できるよう取り組んでおり、今年度は市独自に本務教員を小学校50名、中学校15名採用し、配置しております。 代替教員（講師）の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き、柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。	小・中学校全体として育児休業取得者が増加傾向にある中で、欠員数については前年度と比較して小・中ともに減少しております。今年度実施し成果のあった以下の「欠員解消に向けた取組」を引き続き実施してまいります。 ・「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭）」の拡充 令和6年度（実績）小学校：50名、中学校：15名 令和7年度（予定）<u>小学校：100名、中学校：30名</u> ・講師登録会、相談会の実施（年間10回程度実施） ・「大阪メトロ駅構内ポスター」及び「大阪メトロ地下鉄車内中吊りポスター」の掲出

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3	6	咲くやこの花中学校が、府に移管されてからSKIP端末がすべて撤収されました。また、職員証もありません。業務に様々な支障をきたしています。例えば、S K I Pに掲載したすべての連絡がこちらに届かない。大阪市の先生はSKIPで連絡したものの、こちらにはもちろん届いておらず、会議に出席できなかった。SKIPから名前が抹消されているため、退職したと勘違いされた。給与明細や年末調整などが紙で配布・提出になったなどです。私は理科の専門員をやっていますが、連絡が受け取れなかったり、こちらからできなかったりして、大変困りました。	市の教員がいる限りは、SKIPを使用できる環境にしてほしい。 派遣の教員にも市の職員証がほしい。	教育政策課 教職員人事担当（服 務監察G)	咲くやこの花中学校については、令和4年4月1日より大阪府へ移管され、本市から職員を派遣しているという扱いになるため、大阪市独自のシステムであるSKIP端末を置くことはできませんが、本市から派遣職員へ通知する必要がある通知等（人事・給与・勤務条件・研修に関すること等）について、遺漏なく対応できるよう、周知徹底してまいります。令和4年10月25日付け事務連絡「府立咲くやこの花中学校への情報提供について（依頼）」において、咲くやこの花中学校への連絡はSKIPではなく、Outlookで行うように通知しておりますが、再度、周知いたします。 なお、市の職員証については、令和5年度から令和6年度にかけて一斉更新を行っており、派遣職員へも新職員証を順次発送しているところです。	本市から派遣職員へ通知する必要がある通知等（人事・給与・勤務条件・研修に関すること等）について、遺漏なく対応できるよう、再度、周知徹底してまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4	7	4月の年度開始から、始業式までの日が短い。近年、新任の教員が増えてきているが、周りの教職員はそれぞれの校務分掌や学級準備で手伝いや指導をする間もありません。 私が新任の頃より、PCの導入などで便利になった半面、年度当初に覚えることが格段に増えていて、それを覚えるだけでもやっという状態です。（私が新任の頃より増えたもの：外国語教育、道徳の教科科、プログラミング教育、総合的読解力育成カリキュラムなど 年度当初覚える必要のあるもの：スクールライフノート、SKIP、outlook、学びのポータル、学習者用端末の操作方法、教育情報利用パソコンの操作方法、採点支援システム、マイレコ等、教えきれないほど） 「給食開始に合わせて始業式を1日遅らせる」「最初の1週間を短縮にする」など行っていますが、そんな対応では、全く効果がありません。	標準授業時数を大幅に超える分を削っていく方向であるならば、各校の工夫ではなく、全市で春季休業を1～2週間伸ばして、ゆとりある学級準備や新任への指導を行うことができるようにしてはどうか。教職員の働き方改革だけでなく、授業準備をしっかりと行うことで、学級の安定・児童の学力向上にもつながっていくかと思います。	初等・中学校教育担当 教職員人事担当	令和6年11月29日付け事務連絡「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」および令和7年1月9日付け事務連絡「令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果について（周知）」におきまして、各校においては、「教育課程の見直し例」を参考にしながら授業時数や学校行事の在り方について点検・見直しを行い、指導体制や教育課程編集の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画を立てていただくよう、通知しております。 各校におきまして、週あたりの授業時数を減らしたり、小学校40分・中学校45分授業を導入するなどの工夫によって、授業準備や打合せの時間など学校裁量の拡大を図ることにより、教育の質を高めると考えております。 全市で春季休業を1～2週間伸ばすといったご提案につきましては、上記のように、現状では学校ごとの行事計画や教育課程の工夫等を推進しているため、考えておりません。なお、新任教員も4月初めから業務を円滑に進めることができるように、今年度から、主に初めて本市教壇に立つ次年度採用予定者を対象に、令和7年2月～3月の期間のうち、本市が指定する日時において、端末操作等も含む採用前研修を実施する予定です。	引き続き、「教育課程の見直し例」など、事例を共有するとともに、必要に応じた助言を行うなど、継続して学校園を支援してまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5-①	4	〈全市共通テスト等の実施と分析・活用〉 ・全国学力学習状況調査やチャレンジテストの結果が返却されても、学校現場でその結果を分析する時間やそれに費やす労力は相当なものであり、現状では点数のみに一喜一憂し結果が活用されているとは言い難いのが現状である。	・テストを作成した業者が各テストの結果を分析し、指導の改善に踏み込んだ結果分析シートを各校に送付する。特に中学１・２年生のチャレンジテストについては、各校の特徴や指導の改善策について、次年度の初め（４・５・６月）にテストを作成した業者による研修を行うことで、現場の教員の負担なく学力の向上を図ることができる。	総合教育センター 調査分析グループ 初等・中学校教育グループ	教育委員会としては、各種学力調査結果について、シンクタンク統括室が行う全市的な分析とは別に、各学校は自校の分析を行い、自校の子どもたちの強みや課題を客観的に把握することで、日々の指導改善・充実に役立てることが肝要であると認識しております。 学校への支援については、学校の実情や課題を適切に把握し各種学力調査結果の分析に基づく支援を行うことが効果的であることから、業者ではなく直接学校支援を担っている指導主事等が必要な支援を行う「学力向上支援チーム事業」を全小中学校で実施しています。 「学力向上支援チーム事業」では、学校のニーズに応じて、各校の各種学力調査結果を指導主事やスクールアドバイザーが分析し校内研修を実施している学校もございます。 また、シンクタンク統括室においては、各種学力調査結果を複合的・多面的に分析を行い、分析結果をシンクタンク通信として発行し、本市の子どもたちの課題に応じた支援を行っているところです。	今後の更なる学力向上のためには、よりきめ細かに指導助言等を行う必要があることから、学校訪問等で各学校の詳細な情報・ニーズを把握するとともに、現場教員の負担を考慮し各学校に対して各種学力調査結果の分析支援ツールを開発し、令和7年2月6日にシンクタンク通信にて発信しました。今後も、分析手法及びデータ利活用の支援を行ってまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5-②	7	・長年大阪市で講師をしていても採用試験に合格せず、他府県市に即戦力となる人材がいなくなっている。講師は、新卒、新採用の人材とは違い現場での即戦力となり、若手教員が増加している現在において貴重な人材であると考え。講師といえども教諭と同様の業務を行っている講師も多く、採用試験にむけた十分な勉強もままならない状況である。現在の採用試験の制度（講師特例）だけでは不十分であると考え。	・現在の採用試験の制度（講師特例）に加え、例えば、採用予定者の2割を講師枠とし、第1段階として講師だけで講師枠を選考し、その次に講師とそれ以外の受験者で選考を行う。即戦力となる講師のある程度確保することで、現場にも助けになるし、大阪市で講師をしようとする人材も増えると考え。ぜひ検討いただきたい。	教職員人事担当	大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストを免除し、第1次選考の面接テストの点数に出願時点の在籍校園での評価を反映する特例内容とした、「大阪市立学校園現職講師特例」により出願できることとしており、令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、同特例を活用した合格者が全体の約3割となっており、特例としては一定機能していると考えておりますので、ご提案いただきました、講師枠を設けることに関しましては、公正・公平性の観点から、現時点では考えておりません。	毎年、文部科学省の方向性、他都市状況、出願者の動向等を把握し、採用選考テストの加点・「大阪市立学校園現職講師特例」を含む特例制度等の検討を行っております。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6	5 9 その他	①私の校区小学校の窓の施錠確認がまるでされていない。地域の催しで訪問するたびに一階の窓の施錠を確認して回ると、多くの部屋の窓の施錠がされていないことに驚かされます。（職員室も）不審者の侵入やいたずら、窃盗等、多くの不安がよぎります。もうすぐ孫も入学する学校にはしっかりしてほしいです。戸締りもできない人間が教師をやっているのが恐ろしい！ ②学校で購読している新聞ですが、１０年以上前には節税?のために複数の購読は認めないとの通達?があったと思う。しかしながら、今では逆に複数の購読を推奨しているとのことを管理職から聞いた。SNSでもいろいろな情報がわかる時代にいつまで新聞の複数購読を認めるのか疑問である。多くの職場でも、ほとんど目を通さずに新品の状態で古紙回収に回されている。市民感情を考慮すれば異常だと思う。 ③「格技室」の名称ですが、１０年以上前の通達?で「武道場」等の名称に改めるようになってはらずです。しかしながら、いまだに多くの中学校でそのままになっている。どうなっているのか？教えてほしい。	意見があればすぐに確認して動くこと 当たり前のことができていないことが今の現状 この「教育行政への意見・提案」も機能するか疑わしいです。 前回送信して何故今頃、返信されるのか？もう20日も経っています。	教育活動支援担当 初等・中学校教育担当 保健体育担当 教育政策課	① 教育委員会といたしましては、モニター付きインターホン・オートロック装置など、防犯警備機器の整備とあわせて、防犯対策に向けた対応のあり方や留意点の基本的な内容を示した「学校園における安全（防犯）対策指針」を定め、各学校においては、学校安全管理マニュアルおよび学校安全計画を作成し、児童生徒等の安全確保に向けた取組を推進していただいているところです。 ② 学校図書館における新聞の複数紙配備につきましては、令和４年に文部科学省より策定されました「第６次学校図書館図書整備等５か年計画」に基づき、各校で新聞を活用した学習を行うための環境を整えるため、学校図書館への新聞の配備を進めております。 本市において、学校図書館への新聞の複数紙配備は、本計画の目標である小学校２紙、中学校３紙を配備し、各校で新聞を活用した学習を行うための環境を整備していただきますようお願いしております。 ③ 平成元年３月改定の学習指導要領において、「格技」が「武道」と改められておりますが、それに伴う部屋の名称変更に関する通知は国からもされておらず、本市としてもしていないため、現在、部屋の名称に関する規制は特にならない状況です。 なお、本制度は、大阪市全体の教育政策のさらなる充実を図るため、教職員の皆様から、現場での経験や知識を基にした提案や改善策を募集することを目的としております。いただいた内容については、学期ごとにとりまとめて教育長・教育委員へ伝え、教育委員会としての対応策等を検討していくことになっております。そのため、提案をいただいてからの対応にはタイムラグがありますので、業務上のご質問やご要望に関しましては、担当部署まで直接連絡をお願いいたします。	① 「学校園における安全（防犯）対策指針」について改めて周知し、児童生徒等の安全確保に努めてまいります。 ② 文部科学省総合教育政策局長より通知の令和４年１月24日付け３文科教第１０４１号「第６次『学校図書館図書整備等５か年計画』の策定について（通知）」について、改めて周知を行い、引き続き、取組を進めてまいります。 ③ 今後、取扱いの変更等がございましたら、周知してまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
7	1 7 9	(1)勤務開始時間が原則、8時30分から17時に設定されているが（一部の教職員は勤務時間の変更で8時開始に設定）、①児童・生徒が8時前後から登校しており、学校側に安全配慮義務等の法的責任が発生している点②朝の学活が8時25分や8時30分に校時設定されており、始業前に設定されている場合や、教員側の準備時間が設けられていない校時になっている点（一般の企業であれば始業時間と営業時間は異なる）は改善すべき点ではないか。 (2)職員の休憩時間について、学校によって異なるが、一般的に12時から13時半の間に休憩時間を設定している学校が多いところ、休憩時間中に、弁当の頃の生徒の管理業務に加え、給食指導（配膳やエプロンなどの着用指導などの衛生管理業務や食事中の指導）や命に関わる食物アレルギーの対応が、安全配慮義務等の法的責任を負うような校務として課されている点は、法律との大きな齟齬があり、違法な状態ではないか。	(1)について、大阪市の一部の学校で実施されているが、全市的に、8時30分以降に児童・生徒が入校するような形態で学校運営を行うことはできないか。または始業時間を原則8時にして、16時30分を終業時間とし、職員会議等の場合で16時30分を超える場合には積極的に超過勤務手当を支給するのではどうか。 (2)について、①給食配膳員の各学級への配置（毎日1時間程度だけ、学級数分配置するのは現実的に難しいと考えるが）による対応、②安全配慮義務などの法的責任が追及されないような工夫（給食の際に指導の必要がないような仕組みの検討）、上記対応が困難な場合、③休憩時間を放課後に設定し、休憩時間が職員会議等に重なる場合には、積極的に超過勤手当支給などで対応するのではどうか。④また、36協定や一斉付与原則との兼ね合いもあるが、各自が個別に柔軟な休憩時間を取得することが可能なのであれば、その旨を周知するなどの対応でも良いのではないか。 総じて、(1)(2)ともに45分授業を積極的に導入することにより、登校時間を遅らせたり、職員会議の時間を早めたりすることで、改善の余地があるのではないか。市全体の対応と、各学校園ごとの対応があるかと思いますが、法律に則した状況に改善されるよう全市的な課題・取り組みとしてご検討いただきたいです。	教職員給与・厚生担当 初等・中学校教育担当 保健体育担当	（１） 児童生徒の登校時刻が教員の勤務開始時刻よりも早い ため、勤務開始時刻前に児童生徒への対応等の業務が生 じるといった課題については認識しており、令和6年2月 に時差勤務制度を導入いたしました。この制度を活用 し、例えば勤務時間を30分繰り上げることで、授業準備 や児童生徒の登校時刻との整合がとれ、毎日ではなくとも、 16時30分に退勤できるといった改善が期待できま す。ただ、その場合、職員会議等の時間の確保が困難で あるとのご意見もありましたので、時差勤務制度単独の 取組とするのではなく、週あたりの授業時数を減らした り、小学校40分・中学校45分授業を導入するなど、教育 課程の工夫をあわせて実施いただくことで、柔軟な対応 が可能になると考えております。 以上の内容については、令和6年11月29日付事務連絡 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保 のための環境整備に関する総合的な方策について（答 申）」を踏まえた取組の徹底等についてにおいて、「時 差勤務制度等の積極的活用による柔軟な働き方の推進に ついて」で通知しております。 なお、超過勤務手当につきましては、教育職員は「公 立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別 措置法」により時間外勤務手当を支給されないことか ら、教職調整額を支給しているところです。 （２） 食に関する指導やアレルギー対応につきましては『食 に関する指導の手引』および『学校給食における食物ア レルギー対応指針』（文部科学省）に基づき、各校で給食 時間も含めて実施しなければならない業務であり、給食 の際に指導の必要がない仕組みの検討は難しく、全校へ の給食配膳員配置も現実的には難しいと考えます。ただ し、食に関する指導やアレルギー対応が特定の教職員、 たとえば学級担任や栄養教諭だけの負担とならないよ う、各学校では学校給食を生きた教材として活用し、給 食の時間を中心に、各教科活動を含めた教育活動全体を 通じ、食育の視点を位置づけ取り組んでいただしていま す。また、栄養教諭・学校栄養職員が配置されていない 学校を対象とした栄養教育推進事業を行っています。ア レルギー対応も、本市「食物アレルギー対応の手引き」 により、全教職員が情報を共有し共通認識を持って組織 的に対応することが不可欠であるとして取り組んでいただ いております。 なお、休憩時間の設定につきましては、原則、11時か ら14時の時間帯に45分間設定する必要があり、一斉付与 の原則によりあらかじめ学校内で設定されている所定の 休憩時間どおりに取得する必要がありますが、給食指導 をはじめ、学校現場での実態や業務分担等により困難な 場合は、指導が終わった後や放課後に個別で休憩時間の 変更が可能です。	今後も第2期働き方改革推進プランに基づき、教育委員会と学校園が連携して、教員の長時間勤務を解消し、子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間を確保できるようするとともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、取組を進めてまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
8	7	①出退勤届について 勤務情報システムが導入されてから長い時間が経過しているが、打刻忘れによる出退勤届が多すぎる。 業務の関係や打刻漏れ等で年に数回程度は理解できるが、当たり前のように月に6回も7回も打刻忘れを理由に申請している教員もいる。 このような不適切な勤怠をおこなっている者は一部ではあるが、自分の勤怠を管理できないものが、児童生徒に指導するなど市民の理解を得られるとは到底思えない。 また、教員の労働時間が問題となっているが、このような状態の勤怠であれば労働時間自体の信用を失いかねない。 早急に改善すべき点と思う ②生理休暇について 休暇の制度の趣旨を理解せず、事前に申請（未来の日付）をしている教員がいる。 このような申請があった場合に指導をおこなうべきではあるが、男性管理職が承認者の場合は聞き取り等難しい場合のある 現状は承認前に差戻を行い、指導をしているが年に数回は申請がある。 ③担任について 毎年、校内人事がおこなわれているが、一部の教員より 「高学年の担任はできない」「特別支援学級しかもてない」「担任はできない、副担任がいい」といった意見が毎年出ている。 子どもの育児や親の介護等の事情があれば理解できるが、そのような理由はなく無理やりにでも自分に意見を通そうとする。 その結果、毎年同じ教員が激務な学年の対応をし、言ったもの勝ちの状態である。	① 現在、服務監査等を通じて管理職より教職員への指導をおこなっているが、改善されているとは思えない。 現状のやり方では不十分と感じるので、教職員向けの勤怠に関する研修をおこなう。 それでも改善されない場合は、打刻忘れ等が多い教職員は、それなりの処分を受けるべきと考える。 ② 承認者が差戻をしているため記録されていないが、不適切な取得（年次休暇代わり）である。 以前、虚偽の事由により申請し減給処分となった事例があるが、同じ状況が起きている。 適切に休暇を取得している者が肩身の狭い思いをすることはあってはならない 不適切な取得をしているものがある場合は通報できるようにすべきである。 ③ 管理職に強力な権限を持たせる もし、既に権限があるのであれば、機能していない場合もあるため対策が必要である。	教職員人事担当（服務監察G） 教職員給与・厚生担当 初等・中学校教育担当	①教育委員会では、定期服務監察の実施に加えて、服務規律の確保に関する通知や服務監察だより等を校園長を通じて教職員に対して周知することにより、勤怠に関する適正な申請や打刻忘れがないよう取り組んでいます。学校の管理監督者として校園長による教職員の適正な勤怠管理に尽力いただいているところですが、ご指摘のとりの不適切な勤怠管理が見受けられた場合においても、校園長からの指導により勤怠管理の適正化に努めていただきたいと考えております。 ②休暇等に関する取得要件等の制度の詳細な説明につきましては、SKIPポータルの書庫に「勤務条件制度の手引き」を掲載し周知しており、手引きに基づき制度運用を図っているところです。 生理休暇の取扱いにつきましては、生理日の就業が著しく困難な場合に取得が可能な制度であり、年次休暇の代わりに取得できるものではありません。 制度運用上、例えば、取得日前日から生理による体調不良が生じており、翌日には生理休暇を取得せざるを得ないことが見込まれる場合などにおいては、申請者の職場への配慮などを考慮すると、事前に申請を行うことも否定されるものではありません。なお、管理職による承認は、休暇当日以降に行うものであり、事前に承認することはできません。また、明らかに不適切な休暇の取得が疑われる場合は、管理職に報告のうえ、管理職から教育委員会事務局に連絡をお願いします。 ③教育委員会といたしましては、学校の教育活動の質を高めるためには、校長の教育的リーダーシップや教職員の力を伸ばしていくことができるような資質も求められていると考えております。校長がリーダーシップを発揮し、複雑化・多様化した課題を抱える学校を変え、学校の教育力を向上させていくために、「大阪市立学校管理規則」に次のように定めております。 第8条の15 校内人事（第8条の11第1項の規定により教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事を命ずること、同条第2項の規定により保健主事を命ずること、同条第3項の規定により司書教諭を命ずること、第8条の12第2項の規定により主任等を命ずること並びに前条の規定により校務の分掌を決定することをいう。以下この条において同じ。）に関し、所属職員による挙手、投票等の方法により、選挙、意向の確認等を行ってはならない。 2 学校に、人事委員会その他の所属職員を構成員とする校内人事に関する組織を設置してはならない。 3 校内人事に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 規程その他の定めを設けること (2) 校長の権限を制約する申合せを行うこと	①引き続き服務規律の確保に関する通知や服務監察だより等で周知してまいります。 ②休暇制度について、引き続き、「勤務条件制度の手引き」の周知を行い、適切な運用を図ってまいりたいと考えています。 ③管理職研修において、改めて、今日的な教育課題をふまえ、管理職に求められる学校園経営全般にわたる専門的資質の向上を図ります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
9	1 4 5 その他	1. 学校活動中のけがや病気で病院への受診が必要な場合、保護者が付き添えず、学校教職員が付き添って受診する場合があります。その際に課題が3点生じます。1点目は持ち出し用携帯がなく、教職員が自らの携帯で職場と通話したり、場合によっては保護者に連絡せざるを得ないことがあります。実際に、宿泊行事で発熱した児童の保護者へ連絡が必要になり、学校長に養護教諭の携帯から保護者に電話するよう指示を受け、電話したことがあります。教職員・保護者の個人情報を守られず、通信・通話料金も発生します。2点目は病院によっては保護者が保険適応分の支払いをする前に学校側で立替金を支払わなければ受け入れられないといわれる場合があります。基本的には立替金不要の病院を探しますが、見つからない場合管理職が立て替えて申し出る場合があります。しかし、保護者が確実に立替金を返却する保証は無く、教職員実費負担になる可能性があります。 2. 養護教諭の保健授業の必要性がますます高まっているにもかかわらず、養護教諭用の個人のタブレットが支給されていない。授業をするにあたり、児童のタブレットを一時的に借りるなど不便である。歯科保健事業の際に各クラスにURLを配布して事前にホームページに入れるよう準備する必要があるが、その際も担任にお願いするしかなく、担任がきちんと操作しているか・タブレットに確実に送られているか、児童用のタブレットを借りて確認する必要がある。 3. 安心・安全な教育環境のための防犯対策や災害対策が十分になされていない。現状は、門にロックがかかっているが、内からは開けられる・登ろうとすれば登れるようなドア・授業参観中は門を開放するといった、不審者が入ってもおかしくない状態で、災害時用のヘルメットが全校児童・教職員に配布されていない。	1. 学校教職員用の持ち出し携帯を各校に配布してほしい。 2. 養護教諭にも個人用タブレットを支給してほしい。 3. 門の防犯対策として、警備員の常駐等してほしい。災害時用のヘルメットを全校児童生徒等・教職員に支給してほしい。	学校運営支援センター（学務担当） 学校運営支援センター（システム担当） 教育活動支援担当 初等・中学校教育担当	1. 教育活動時や宿泊行事等における保護者との連絡方法につきましては、事前に学校内で検討のうえ、宿泊先と連携等をした対応をしておりますが、携帯電話の契約が必要と各学校において判断した場合には、随時、各学校で携帯電話の借用契約等を行っていただいております。立替につきまして、保護者が支払うべき費用（私費）を学校の予算（公費）で立替することは、私金と公金を混同することになり会計規則においても認められていませんので、ご理解をお願いします。従いまして、今後はあらかじめ、病院に立替払いできない旨を説明して、ご指摘のような事態が起こった場合の対応について病院側と相談いただくよう、お願いいたします。 2. 養護教諭を含む教職員の皆様へは「教育情報利用パソコン（教職員用）」を配備しております。「教育情報利用パソコン（児童生徒用）」（＝学習者用端末）につきましては、児童生徒にのみ配備するものであり、教職員の分は配備しておりません。また、「教育情報利用パソコン（教職員用）」から「教育情報利用パソコン（児童生徒用）」へ教材を共有することも可能であり、その場合は児童生徒と同じ資料を教職員側も見ることができます。 3. 警備員の常駐については、人材確保及び予算の関係から現時点では考えておりませんが、教育委員会としては、モニター付きインターホン・オートロック装置など、防犯警備機器の整備とあわせて、防犯対策に向けた対応のあり方や留意点の基本的な内容を示した「学校園における安全（防犯）対策指針」を定め、各学校において、児童生徒等の安全確保に向けた取組を推進しているところです。災害時用のヘルメットについては、これまで本市一律での配備はしておりませんが、各校におかれましては、災害時等に頭部を保護することの大切さを指導していただいております。帽子やカバンなど頭部を保護するものが身近にあれば、それを活用して頭部を覆う等の対応についても、併せて指導いただいているところです。各校が必要に応じて、頭部を保護するものを準備をしているケースもございますので、警備及び防災計画等と照らし合わせ、必要性等につきまして校内で検討いただきますようお願いいたします。	引き続き、「教育情報利用パソコン」の活用方法等や、「学校園における安全（防犯）対策指針」について周知してまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
10	その他	環境への配慮ということでストローを使わないで牛乳を飲むように指導するとなっているが現実的でなく、無理がある。飲みやすいパックを採用するなど、手間のかからない方法出ないと子どもたちは、現状のパックでは子供たちにとっては飲みにくく、どうしてもこぼしてしまうため、教員の負担がかなり増える。	ストローを使わないということであれば、パックの形状をくふうしてもらいたい。あるいは、小学生は使わせるというように制度を改めてほしい。	保健体育担当	本市の学校給食で提供している牛乳につきましては、令和6年度よりストローレス飲用対応牛乳パックにて提供しております。 今回導入しておりますストローレス対応牛乳パックについては、直接飲むことを想定して製造された牛乳パックとなっており、使い捨てのプラスチックストローを使用しないことを通じて、児童生徒が環境問題へ目を向ける機会になるという教育的な観点からも、非常に有意義であると考えております。 一方で、ストローレス飲用は開封や飲用にもコツが必要であり、また乳アレルギーのある児童生徒への配慮も必要となります。こうした認識のもと、児童生徒が無理なく、安心安全に飲むことができますよう、ストローレス飲用、従来どおりストローを使用した飲用、どちらも可能としたうえで、各校において児童生徒の実情に応じ、可能な範囲でのストローレス飲用を進めているところです。	パックの形状に関しましては、すぐに改善は困難であるものの、ご意見も踏まえながら牛乳供給事業者へ改善の要望を引き続き行ってまいります。左記のとおり、教育的な観点から非常に有意義である点からも、各校において児童生徒の実情に応じ、可能な範囲でのストローレス飲用を進めていけるよう取り組んでまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
11	1 4 6 7	ストレスチェックの結果について3回目の配送が届いた。内容は「セルフケアについて」と「外部相談窓口の案内」であった。問題はその内容が基本的に全員同じであった事。この手紙を送付するために、【カラーインク代・封筒代・封入作業費・そして東京からの集配にかかる送料・人件費】とどれだけの費用が掛かっているのだろうか。 一方で、サポーター事業は各ブロック各校で十分に支給されていない状況である。 ただでさえなり手がいない、現場では人が足りない中、頑張ってくださいるサポーターさんにまで「予算がないから」と言っている。 ますます人が離れていく状況を理解しているとは思えない。	3通までも含めての契約であるなら、契約前に削れるところをしっかりと削る。（今回の通知はメール等データで十分対応できるはず。） そして人の配置・補充を最重要事項としてほしい。	教職員給与・厚生担当 教育活動支援担当	ストレスチェック関連の配布物につきましては、下記内容を封入しております。 1回目 ストレスチェック調査票 2回目 ストレスチェック個人結果 産業医面接勧奨および申出書 （高ストレス該当者のうち面接対象者のみ） 3回目 セルフケア・定期健診受診勧奨チラシ 外部相談窓口案内 産業医面接勧奨および申出書 （高ストレス該当者のうち面接対象者のみ） ストレスチェックは調査実施自体が目的ではなく、その後のセルフケア・職場環境改善につなげていただくことが重要です。みなさんにセルフケアについて振り返っていただくとともに、高ストレス該当者のうち産業医面接対象にあたる方には特に、セルフケア充実のため産業医面接を活用していただくよう、二度の勧奨を行っております。その際面接対象者のみ文書送付すると、面接対象であることを周囲が類推することが可能となりかねません。 ストレスチェックの個人結果は個人の健康情報であり、労働安全衛生法等では本人の了承なく事業者（雇い主）に結果を知らせることを禁じています。教育委員会事務局でも、ストレスチェックの実施者である統括産業医と保健師以外には共有されません。第三者に不本意に知られるべきではないため、各個人のセルフケア充実に活かすための情報等、全員に送付する資料と合わせて送付しております。 ご指摘のメール等の通知方法への変更ですが、現在のところ職種によってはPCが一人一台体制ではなく共用端末であり、プライバシーの確保が万全とは言えないこと、業務用個人メールアドレスを業者に提供する必要があること等実施に至るには課題が多いと考えております。全員が確実に受け取ることができ、セキュリティとプライバシーを重視した情報の伝達方法として現在の方法をとっております。 また、学びサポーターについては、各校の学習指導の現状に対応し、児童生徒一人一人に応じた支援を実施するため配置しております。配置にあたって必要な予算の確保については、各教育ブロックにおいて把握した各校の詳細な情報・ニーズに基づき策定した支援策を踏まえて行っているところです。	今後も、教職員全体のメンタルヘルスの維持・増進と、職場環境改善をより推進するため、ストレスチェック事業の実施効果、個人情報への取扱い、費用対効果等を考慮し、実施方法全体について検討してまいりたいと考えております。 学びサポーターにつきましても、各教育ブロックや各校の課題を踏まえ、引き続き、必要な予算を確保してまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
12	2	給食について。1, ご飯を配膳するのに、おかずと兼用の平べったい皿に盛り付けている。ご飯茶碗ではなく、平べったい皿なので、パンの日はいいが、ご飯には使いにくい。とくに小学校低学年の児童は、平べったい大きな皿を持つこともできず、机に置いたまま背中をまげて悪い姿勢でご飯を食べたり、皿に顔を近づけて俗にいう犬食い状態になっていることが多い。日本の伝統文化である和食、食育を大事にするのであれば、おかずとご飯茶碗は別々にするほうが良い。2, おかずの品数や量が少ない。近年の物価の高騰などにより、材料費が高くなっているせいか、おかずの量が年々減ってきているように見える。給食費の無償化が影響しているという保護者からの意見もある。もっとおかずの内容を充実させてほしい。	1, 食器は、味噌汁などの汁もののお碗と、ご飯茶碗と、おかずの皿の3種類にする。ほかの自治体の給食では標準になっている。ほかの自治体でできているのに、大阪市でできないのはおかしい。2, おかずの種類、量を増やしてほしい。	保健体育担当	1. 学校給食用食器の種類としては、三つ仕切り皿、中食器（お碗）、小食器（お碗）があり、その日の献立により各学校で使用食器を決めています。 ご提案いただいたように、これまでも、食器の変更に ついて検討してまいりましたが、検討の結果、食器を消毒・保管するための食器消毒保管庫の増設が必要となり、全校でそのスペースが物理的に確保できないことや、児童生徒が教室へ食器を運搬する際の総重量が重くなることなど、さまざまな課題があり現状では困難であると考えております。 2. 学校給食は、1日に必要な栄養素等の約三分の一量が摂取できるよう文部科学省の「学校給食摂取基準」が定められており、本市においてもPTA代表を構成員に含む「大阪市学校給食標準献立会議」を学期ごと開催し、各栄養素を過不足なく摂取できるよう献立を作成しています。献立作成においては、旬の食材を利用した季節感・伝統行事にちなんだ内容、各地の郷土料理や諸外国の料理をもとにするなどの多様化の工夫、児童生徒の嗜好を考慮しつつ素材の持ち味を活かした調味・調理等、充実を図っております。 なお、令和5年度より本格的に学校給食費の無償化を実施しておりますが、物価高騰にも対応できるよう学校給食費の増額改定を令和5年度・令和6年度に行い、質の維持向上に努めており、無償化の影響でおかずの量が減るということはありません。	学校給食は、子どもたちの心身の健全な成長に資するとともに、望ましい食習慣を養うなど教育的にも大きな役割を担っていることから、食に関する指導を効果的に進めることができるよう、今後も取り組んでまいります。 学校給食の献立につきましては、安定した質の給食を提供し、栄養バランスはもとより、旬の食材を取り入れるなどの工夫もしながら、引き続き献立の充実に取り組んでまいります。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
13	その他	テレワーク制度について提案します。 テレワークの取得及び実施報告について疑義を感じるものが多い。 ・事前に実施申請書が必要であるにも関わらず、出勤予定日当日の朝に、テレワークを取得する電話を、学校に報告しテレワークを開始するものがある。 ・実施報告書が【教材研究】のみで詳細が記載されていない（日付を変えて複数枚作成している??） ・特に授業をすることもない教員が、長期休業中のほとんどを【教材研究や授業準備】でテレワークを取得している。 ・教材研究という割には、あまり成果が感じられなく、本当に従事しているか疑問（そもそも自宅で教材研究が何日もできるのが疑問） ・一部教職員で開始終了などの連絡もなく、休暇代わりに取得しているのではないか?? ・勤務時間でない時間帯に、業務開始や終了のメールを送ってくる教職員もいる（自動送信設定??、誤送信??） ・当初から子育てのために取得している教職員がいる。 ・プライベートな場での発言のため真意は不明だが、普通にテレワーク実施中に外出している教職員がいる。 長期休業中とも言えども、関係部署や保護者から電話がかかってくる事も多々あるが、自宅（または親族宅）にいるにもかかわらず長時間連絡が取れない教職員もあり、いちいち連絡するのにも手間がかかる。 校内の打ち合わせや書類の締切、市教委や学校外団体等の連絡調整を一切考慮せずテレワークを取っている教職員もあり、そもそも出張として妥当なのかも伺わしい。 学校には誰の業務かを振り分けることができない雑務がたくさんあるにも関わらず、いいかげんにテレワーク制度を乱用し、校内の教職員で、本来分担協力すべき業務を放棄し、出勤している教職員に必要以上の負担がかかっている。 またテレワーク制度に関する成果の報告もみられない（内容が不完全な実施報告書の提出など） まじめに出勤している教職員に必要以上に負担を生じさせるのは本末転倒であるし、明らかに見直さなければならない事ではないでしょうか？	テレワーク制度の廃止 または、 ・テレワーク取得に制限をつける（週１回まで など） ・実施報告書に証明書類を設ける（教材研究のみでは不可） ・全校（または複数校）の実態の調査 テレワーク実施時間中常に業務に従事しろとは思いません。 自宅等での作業となるため、一時的に子育てや介護などの作業に、時間を取られてしまうことは仕方がないことだとは思いますが、そのような方々でも、業務に従事できる制度となれば良いのですが、現状は年休の消化対策や全時間を子育てや家事のためにテレワーク制度を使用しているのではないかなと疑義を感じるものが大半です。 現状、大阪市の教職員にテレワーク制度は不要と考えます。 出張を承認しているのは学校長であるため、学校長の運営の仕方にも問題はあるのかとは思いますが、私は勤怠関係は教職員個人の倫理観の欠如だと思います。 いつかこの現状が外部に漏れ、マスメディアからバッシングされるようになる前に、全校調査などの対策をお願いします。	教職員給与・厚生担当 教職員人事担当（服務監察G）	テレワーク制度については、教職員が柔軟に働けるようにし、育児や介護、その他特別の事情がある職員が仕事と生活を両立できる職場環境を目指す、重要な施策として位置付けています。 テレワーク制度の運用については下記に記載のとおりですが、実施にあたっては、校園長の判断と責任のもとで進められるものです。制度の趣旨から外れた事態が繰り返される場合、実施者に対する指導や助言が管理職の負担になることは認識しておりますが、現行制度を見直す際には、適切に利用している教職員の働きやすさを損なわないよう、慎重にバランスを取ることが重要です。また、この制度は市長部局に倣って導入されており、本市の制度全体の秩序を維持するため、学校園特有の事情を考慮しつつ、市長部局の運用をもとに教育委員会において手引きを作成し、取組を進めているところです。 （制度の運用について） 教育委員会事務局作成のテレワーク制度の手引きにお示しておりますが、テレワークの実施頻度は、校園長が校務運営に支障がない範囲で認めること、特定の教職員に偏らないように配慮することを踏まえ、目安としては週２日程度としておりますが、育児、介護、その他の特別な事情がある職員についてはこの限りではないこととしております。 また、テレワークを実施する際には、事前に実施申請書を提出し、主な業務計画を立てる必要があり、勤怠手続きとしては、出張命令を校園長に申請することになっていきます。校園長は、テレワークの実施が校務運営に支障をきたさないか、また業務内容がテレワークで遂行可能であるかを判断した上で承認を行います。実施中は、始業時・中断時・再開時・終業時に勤怠管理者あて原則メールにて報告し、実施後は実施報告書にて、業務実績を校園長に報告することとしており、校園長は必要に応じて、実施者に成果物を求めることも可能です。また、必要に応じて、業務実施中に必要なメールでの連絡やWebを活用した打合せを実施することも可能です。 テレワークの実施に当たっては、当然のことながら通常の勤務時と同様に、職務専念義務を怠った場合は懲戒処分の対象になることを認識するだけでなく、透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすことが必要になりますので、実施者はこれらの手続きを適切に行っていたくとともに、明らかに不適切なテレワークの実施が疑われる場合は、管理職に報告のうえ、管理職から教育委員会事務局に連絡をお願いします。	テレワーク制度については、今後も引き続き適切な運用を図ってまいりたいと考えています。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
14-①	その他	学校給食費が無償化されたが、生活保護・就学援助受給者は対象外でそれぞれの制度により学校給食費が支給されている。対象者には学校より給食費額決定通知書を配付しているが、通知書を見た保護者が給食費を支払う必要があったのか、と誤解をまねくケースがある。	法令等の兼ね合いのため通知書を配付する必要があるかと思うが、学校が個別に配付するのではなく、センターが保護者に送付する就学援助認定通知書に同封する等工夫することはできないか。	保健体育担当	児童生徒の学校給食費については、「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例第3条」により、全員全額無償化を実施しておりますが、生活保護・就学援助受給者はそれぞれの制度により給食費が支給されるため、無償化措置の対象とはしていません。 教育扶助費または就学援助費の受給者に対しては、対象となる債権額（学校給食費年額）を明示する必要があることから、給食費額決定通知書を個別に当該保護者へ送付する必要がありますが、その際、受け取った保護者が給食費の支払いが必要であるとの誤解をしないよう、保護者への周知文に説明を追記するなどの対応を検討してまいります。	今年度中に、給食費額決定通知書を送付する際の保護者への周知文に説明を追記するなどの対応を行う予定です。

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
14-②	その他	大阪市教育委員会のホームページの新着情報に臨時的任用職員及び任期付職員（学校事務職員）の登録者募集記事が月に１０回近く掲載されている。	①これは多数の学校で欠員が出ており、採用者数を増やすためであろうか。 ②もし欠員が出ているのであれば、今年度どれだけの欠員があったか。現在欠員は解消できているのか。また、どのような要因で欠員が発生しているのか。 教員の欠員については全国的に報じられているが、学校事務職員も負担増によって退職や病気休職等につながり欠員が出ているのではないか。	教職員人事担当	①産休や育休などで多くの欠員が生じており、代替職員確保のため、より多くの方の目に触れるようホームページの新着情報へ複数回掲載しておりました。 ②令和７年１月１日時点での欠員は４名となっており、産休や育休、病気休職など、欠員の要因は様々です。各学校事務職員に対して過度な負担が掛からないよう、共同学校事務室を設置し、事務の共同処理、標準化や効率化などに努めています。また、次年度に向けて年度当初の人員配置を工夫してまいります。	引続き、代替職員の確保及び共同学校事務室での取組みを推進してまいります。